

金融機関との情報連携に係る適切な対応の徹底について

令和8年2月2日

警察庁丁組二発第39号、丁生企発第62号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長、警察庁生活安全局
生活安全企画課長から

警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部対策監、警視庁生活安全部長、
警視庁刑事部長、各道府県警察本部長宛て

(概要)

金融機関がモニタリングにより詐欺の被害のおそれが高いと判断される取引等を検知した場合に、警察へ必要な情報を迅速に提供する連携（以下「情報連携」という。）について、最近の特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害情勢に鑑み、都道府県警察に対し、情報連携の趣旨を十分に認識した上で、適切な対応を徹底するよう示達したものである。